

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 国際局グローバルネットワーク推進課アフリカ開発会 議担当 担当者名 櫻井 電 話 045-671-2068
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 横浜市TICAD9特設ウェブサイト運用保守業務委託

2 履 行 場 所 横浜市国際局グローバルネットワーク推進課
受託者社内及びその他横浜市が指定する場所

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和8年3月31日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
TICAD9特設ウェブサイト運用保守業務を委託します。業務内容の
詳細については、仕様書のとおりとなります。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

横浜市 TICAD9 特設ウェブサイト運用保守業務委託 仕様書

1 業務件名

横浜市 TICAD9 特設ウェブサイト運用保守業務委託

2 業務の実施方針

本業務は、令和7年8月に横浜で開催される第9回アフリカ開発会議（以下、TICAD9という）に関する情報の市民周知とアフリカに関する理解の向上、および横浜市の取組および魅力のPRを目的として昨年度構築したウェブサイトを運営する。

についてはウェブサイトの運営保守業務を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

横浜市国際局グローバルネットワーク推進課
受託者社内及びその他横浜市が指定する場所

5 業務内容

(1) ウェブサイト運営

ア ウェブサイト運営のコンセプト

「2業務の実施方針」に沿って、時期・ターゲットに応じた効果的・効率的な情報発信を行うこと。幅広い層に受け入れやすいデザイン、レイアウト、文章とし、平易な文言、表現とすること。

色味のコントラスト、使用フォント、文字サイズ等、表記・表現に統一感を持たせ、見やすく、読みやすいサイトとすること。

構成については、文字だけではなく、写真、イラストを活用し、TICAD9、アフリカ、横浜市の印象が記憶に残るものにする。

なお、写真、イラストについては、委託者から使用するデータやコンセプトの指示を行う場合がある。指示に従い、調達も含め対応すること。

調達する写真、イラストのデータの選択にあたっては、1件につき、受託者が案を3つ提示したうえで、「2業務の実施方針」にもとづいて、委託者と受託者間で協議するものとする。

イ UI/UX の観点

(ア) 要件定義

受託者は、ウェブサイトの運営にあたって UI/UX に関する委託者からの要求について満たすこと。

(イ) 機能要件

幅広い層に受け入れやすいデザイン、レイアウト、文章、平易な文言による表現、色味のコントラスト、使用フォント、文字サイズ等、統一感を持たせ、見やすくすること。

(ウ) 非機能要件

画面遷移に要する時間の短縮、同時アクセス数等、委託者要求を満たすこと。

ウ 言語対応

日、英、仏の3か国語対応すること。

基本ページは日本語とし、英、仏はブラウザ等の機能を使って自動翻訳(機械翻訳)できるようにすること。翻訳ツール、有償・無償のクラウドサービスの利用も含めて、翻訳精度が高く、かつ低コストで実施できる方法とすること。

交通規制など、広く安全にかかわる情報については、「やさしい日本語」で発信すること。

エ ウェブサイト構成(※添付資料「構成要素一覧」参照)

(ア) コンテンツの総容量については、最大で50GB、A4換算にて200ページ程度(既存サイトは50ページ)の内容となることを想定しているが、今後の調整により増減する場合がある。

(イ) トップページを基に、統一感を持たせて他ページのデザインを作成すること。ただし、ホームページ全体に関わる新たなデザイン画の提案についても協議の対象とする。

(ウ) 会議開催までのカウントダウン表示、静止画・動画コンテンツ掲載機能、リンク設定機能(各企業のバナー、関係部署(横浜市HP、外務省HP等)など有すること。

リンク設定については、委託者の指示のもと具体的なURL等、リンク先の担当者調整・設定すること。

(エ) 各コンテンツの内容については、委託者と協議の上、原稿作成、編集及び各ページのデザイン、HTML・CSSコーディングを行うこととする。

(オ) ウェブサイトへの訪問者の増、サイト内の回遊性向上、検索エンジンでの上位表示等のSEO(検索エンジン最適化)対策を行うこと。対策方法については、委託者に提案し承認を得ること。

(カ) 横浜市のウェブサイト等から、当該ウェブサイトへジャンプできるようバナーを作成すること。なお、バナーの仕様は、委託者から指示することとする。

(キ) システムの利用時間

公開画面の閲覧可能時間は履行期間末日まで 24 時間 365 日とする。システム利用時間は、委託者と受託者で協議して決定する、同システムに必要なメンテナンス時間帯や計画停電などの時間帯を除く。

(ク) 処理能力要件

a 応答時間

公開画面の応答時間は、ネットワーク遅延を除外して 1 秒以内とすること。

b 同時アクセス数

アクセス数最大 20PV/秒を配信できること。また、静的な素材ファイルを 200 ファイル/秒で配信できること。そして、HTTP 同時接続数 200 に対して安定した動作を維持できること。

c DDoS 対策

攻撃特性を持つ通信を自動的に検知し、適切な防御を実施することができるコンテンツ配信サービス (CDN) を利用すること。

(ケ) システム稼働率

システム利用時間内における公開画面の稼働率については、99.9%以上確保すること。なお、稼働率の算定根拠にシステム利用時間の例外の時間帯は除く。

(コ) アクセス制限

更新作業を行うことが可能な IP アドレスを受託者が使用する機器のみに制限すること。また、更新作業を行う際には ID・パスワードの入力を必要とすること。

オ 利用者端末 OS 要件

Windows、macOS、iPadOS、iOS、Android、ChromeOS の最新バージョンの 2 つ前まで対応可能とすること。

カ 対応ブラウザ

パソコン、スマートフォン、タブレット端末等のデバイスでスムーズな情報取得ができるよう、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みづくりを行うこと。次に示すブラウザ環境での閲覧を想定すること。

(ア) パソコン

Windows 版 Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、macOS 版、Safari のそれぞれの最新リリース版で正しく利用できるように設計すること。

(イ) スマートフォン

少なくとも以下の各 OS の標準ブラウザで正しく利用できるよう設計すること。

iOS：検証時点の最新リリース版及び 1 つ前のメジャーバージョン

Android：検証時点の最新リリース版及び 4 つ前までの各メジャーバージョン

(ウ) タブレット端末

Google Chrome、safari、Android (Android 搭載タブレットの標準ブラウザに対応すること。)

キ アクセシビリティ

(ア) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

(イ) 対象範囲

本業務委託で作成する全てのウェブページ

(ウ) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(エ) 試験前の事前確認について

HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール(miChecker 等)による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。

(オ) (ア)で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例外事項の追加等を発注者へ提案し、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を行うこと。

(カ) 試験の実施について

- a 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。
- b 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。
- c 試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること。
- d 試験実施の範囲
 - (a) 総ページ数が 40 ページ未満である場合
試験を全ページで実施すること。
 - (b) 総ページ数が 40 ページ以上である場合
当該システムからランダムに 40 ページ抽出し、試験を実施すること。
なお、40 ページの中には次のページを含めること。
 - 試験を必ず実施するページ
 - ・ トップページ
 - ・ サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)
 - ・ アクセシビリティに関連するページ

- ・ 利用者から問い合わせを受けるウェブページ（存在する場合）
- (キ) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（実装チェックリスト）の作成について「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びWAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。
 - a 達成基準チェックリストの作成について
WAICの「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。
 - b 実装チェックリスト（達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠）の作成についてWAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。
- (ク) 試験結果の説明及び不備の修正について
達成基準チェックリストの各項目の試験結果について発注者に説明し、試験結果の妥当性について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試験実施を行い、発注者の承認を得るまで対応すること。
- (ケ) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について
「(ウ)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(キ) a」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。
- (コ) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について
「(ケ)」で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のページは、当該サイトの全画面から2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。
※パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること。

ク 参考ページ

- (ア) みんなの公共サイト運用ガイドライン
http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf
- (イ) WAICの公開しているガイドライン一式
 - a JIS X 8341-3:2016 解説
<https://waic.jp/docs/jis2016/understanding/201604/#details>
 - b ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>
 - c ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>

d JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>

e 達成基準チェックリストの例

https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/gcl_example.html

ケ セキュリティ対策

次の要件を満たすものとする。疑義が生じた場合は、委託者と受託者間で協議の上で決定する。

(ア) ウェブサイト全体の HTTPS 化

ウェブサーバー上で公開する全てのページ及び管理サイトにおいて、HTTPS 通信により暗号化する常時 SSL/TLS 構成とすること。ページ内に埋め込む部品についても全て HTTPS とし、混合コンテンツとならないよう注意すること。HTTPS 通信のために必要となるサーバー証明書は、利用を想定する全ての OS やブラウザにおいて警告なく正常に接続でき、継続的に更新していけるものであれば、有償・無償を問わない。もし有償の証明書を採用する場合は、それにかかる費用を本業務内に含めること。また、ウェブサーバーは Qualys SSL Server Test において A 以上の判定となるよう構成すること。

(イ) ウイルス対策等

サイバー攻撃に対するため、本委託で使用するサーバーの OS やその他ソフトウェア（デバイスのファームウェア含む）については、常に最新バージョンを維持すること。また、ウイルス感染等を防ぐため、ウイルス対策ソフト導入もしくは、その他同等と考えられる対策がとられているサービスを利用することにより、リアルタイム及び定期的にウイルスのチェック等を行い、サーバー環境がウイルス感染したり改ざんされたりすることのない状態とし、発見した場合は、委託者へ報告の上、速やかに駆除すること。

(ウ) 情報セキュリティを確保するための体制確保及び対策実施

脆弱性を利用したサイバー攻撃の最新情報を常に入手し、リスクの大きさに応じて、緊急に対応できる体制を確保、対策を速やかに実施すること。その上で、公開している情報システム等に対し、脆弱性を利用した攻撃が実際に行われていることが判明した場合には、当該脆弱性を持つソフトウェアを脆弱性のないバージョンに即時にアップデートするなど、迅速な対応を行うこと。なお、WAF（Web Application Firewall）や仮想パッチ等の、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入することによる対策も可とする。

(エ) 管理者の認証

開発・管理・運用を行う者には個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定すること。ID、パスワードが漏えいしない対策を講じるこ

と。IP アドレスによるアクセス制限を導入し、ID、パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じ得ない対策を講じること。ID、パスワードは他人の目に触れないよう適切な方法で保管すること。また、パスワードを知るものが異動した場合は速やかにパスワードの変更を行うこと。

(オ) ログの取得及び保管

システムログ（ユーザーID、操作年月日、操作時刻、対象データ、操作内容、IP アドレスなど）を取得できること。

なお、取得したログについては、権限のない者が改変できないようにするなど、適切に管理・保管すること。

(カ) バックアップ及びリストア

障害対応等に備えて、システムを停止することなく1日1回以上（又は編集の都度）バックアップデータを取得すること。バックアップ取得作業は、自動化することを前提とし、委託者側で特段の操作を必要としないこと。

また、バックアップデータについては、世代管理することとし、1か月前のいずれの日の状態にまでも戻すことを可能とすること。なお、リストア手順については、十分な検証を行い、取得したバックアップデータを用いて正しく復旧できることを事前に確認すること。

コ サーバー

業務内容が実現可能なスペックのサーバー上にシステムを構築すること。

なお、サーバーは国内に設置もしくは国内のものを利用すること。

(ア) 本委託業務のウェブサービス提供のため専用のサーバーを調達しなくても構わないが、十分にセキュリティを確保すること。調達する場合、契約期間内のサーバーに係る費用は本委託費用に含めること。

(イ) サーバー証明書は受託者が調達し、その費用も本委託費用に含めること。

(ウ) ドメインについては、本市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。

なお、以下のサービスの利用にあたっては注意が必要である。

・エックスサーバー

エックスサーバーについては、1つのドメインを利用できるのは1アカウントのみに制限されていることが判っている。このため「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは1アカウントのみとなるが、本市ではエックスサーバーを利用したWebサイトが既に開設済みであり、そのアカウントを本市が有していないことから、エックスサーバーにおいて「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを利用したサイトを追加することができない。この制限が解消していることを確認できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意する

こと。

サ アーカイブ対応

本ウェブサイトはTICAD9終了後に、別サーバーにアーカイブ化する予定である。

このため、TICAD9が終了した年度の末日に、コンテンツのみ別サーバーに移行することを前提とし、静的データへの変換が容易なように設計を行うこと。特にJavaScriptライブラリ(jQuery等)については、別サーバー移行後に更新が行えないことを考慮した上で利用するか検討すること。

(2) ウェブサイト運用

ア 運用期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

イ 管理体制

(ア) 業務全体の統括、委託者との調整窓口等を担う統括担当を契約締結後速やかに設置すること。

(イ) 統括担当は、契約締結後速やかに、業務スケジュールを提示、承認を受けること。

(ウ) 業務遂行にあたり適切な管理体制を組むとともに、管理体制構成図を提示、承認を受けること。委託者から求めがあった際には、速やかに報告が可能な状態とすること。

ウ 発信が想定される情報の種類

TICAD9の概要、アフリカ各国の情報、横浜市とアフリカの交流、横浜市の取組、関連イベント、交通規制、警備情報、会場周辺状況、他団体（外務省・JETRO・JICA等の関連機関や市内の関係各界）の関連ニュース等

エ 企画立案・取材・編集・更新

a 掲載内容については、委託者からの承認を受けて、正常な動作、アクセスを確認した上でウェブサイトから発信・更新すること。

b ウェブサイトの更新頻度については、TICAD9開催日が近くなるにあたり、頻度、情報量ともに、増える可能性があるが、詳細については、委託者と相談の上対応すること。

<想定される更新頻度>

○新着情報、お知らせ（交通規制、警備情報等）

令和7年度は週6回程度更新。ただし、7月下旬以降から会議終了（8月22日）までの期間はこの限りではなく、更新の頻度が増えることを想定している。また、会議終了後から2月末の閉鎖までの期間は月2回程度の更新とする。

・1度の更新で複数の案件を対応するなど、更新に時間を要する場合は委託者とスケジュールを調整すること。

○各コンテンツについて

- ・ TICAD 9 概要
公開後情報が入り次第更新
- ・ 横浜市とアフリカの交流、横浜市の取組
月 15 回程度で内容を更新
- ・ イベント情報
随時更新
- ・ 他社の関連ニュース
月 2～3 回更新

- c 委託者の依頼に基づき、既存ページの修正および新規ページの作成・掲載を行いウェブサイトを更新すること。
- d 既存ページの修正にはテキストだけでなく構成、デザインの修正も含むものとする。
- e 他サイト（(2)ウに記載の団体 WEB サイト等）に掲載されている TICAD 9 関連情報を収集し、トップページ「お知らせ」欄にリンクを掲載する。掲載する情報は受託者が委託者へ提案し、委託者が選択する。
5月から8月の間は毎日、他サイトの TICAD 9 関連情報の掲載状況を確認し、上記の提案の有無に関わらず、委託者へ報告すること。
- f 委託者が作成した掲載内容の随時更新については、営業時間中（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分）の依頼は、翌営業日中の完了を目途にすること。営業時間外の依頼は翌営業日開始時から 2 営業日以内を目途にすることとする。ただし、イベントの直前中止告知等、緊急時の対応等については、委託者の指示に基づき、1 時間以内の対応を依頼する場合もある。
- オ 横浜市のプロモーションとの連携
TICAD 9 開催に伴い、横浜市では国内外に向けてプロモーションを行う予定である。受託者は、ウェブサイトの情報（掲載記事、画像、動画等）を提供し、連携すること。
- カ 業務引継ぎ・履行準備
前年度の WEB サイト運営保守委託業者から十分な引継ぎを受け、履行期間初日から WEB サイトが問題なく公開されるよう対応すること。
なお、WEB サイトの構成要素については、添付資料「構成要素一覧」を参照すること。
引継ぎにかかる費用は本委託料で賄うものとする。

(3) ウェブサイトの閉鎖に向けた対応

- ア ウェブサイトの閉鎖

- ・本ウェブサイトは、令和8年2月末に閉鎖し、閉鎖後は横浜市インターネット CMS 上に PDF 化したページを公開することを前提とする。閉鎖したページにはアーカイブサイトへ誘導する仕組みを設定すること。なお、閉鎖の時期は変更する場合がある。
- ・ウェブサイトの閉鎖の3か月前より、ウェブサイトの閉鎖及び新たな情報提供元の URL をお知らせする情報を掲載すること。
- ・現行のウェブサイトを令和8年2月28日（予定）に閉鎖すること。
- ・現行ウェブサイトを閉鎖後、令和8年3月31日までは新たな情報提供元のページへ誘導する仕組みを整えること。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
マイルス更新頻度 (想定)					8/20~8/22 ☆ TICAD 会期							
委託業務	ウェブサイトの運営							ウェブサイトの閉鎖に向けた対応				

(4) 保守業務

保守期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

- ア 構築したサイトにおいて、十分なセキュリティのもと、公開開始日から委託期間満了日までの運用期間について、受託者の責任において、安全かつ適切な状態での管理を行うこと。
- イ 委託者からの問い合わせについては、電話もしくはメールで対応すること。なお、対応期間は契約日から令和8年3月31日まで、対応時間は平日8時30分から17時15分とする。対応時間中の問い合わせは、4時間以内を目途に返答すること。対応時間外の問い合わせは、翌営業日開始時から4時間以内を目途に返答することとする。
- ウ ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析を行い、月次で報告すること。
- エ セキュリティ脆弱性への対策及びウイルス感染等の防止措置については、5(1)ケのセキュリティ対策と同様の対策を講じること。

オ 上記のア～エの対応を講じても、ウェブサイト致命的な問題が発生した場合は委託者に連絡・確認の上、停止すること。

委託者との連絡・確認は取れない場合でも、著しい問題が発生している場合は、受託者の判断により公開停止することもやむを得ない。

ただし、委託者とは速やかに連絡を取るとともに、経緯について報告書を作成、提示すること。

6 業務報告

(1) 定例打合せ

ウェブ掲載内容、アクセス数等の進捗確認について、委託者との打合せを実施すること。

週または隔週に1回の定例を想定しているが、実施頻度やメールもしくはオンライン等での報告とするか否かは別途協議のうえ進める。

(2) 月次報告

毎月第1週目に、前月の本委託業務内容が把握できる実施報告書を提出すること。実施報告書の内容は7 納入成果物のおりとする。

なお、報告書の内容は定例会で共有することとし、課題が発生した場合は委託者と協議の上、速やかに対応すること。

(3) 年次報告

事業完了後に、実績及び効果、分析、評価、その他実施業務に関する報告書を作成すること。

(4) その他

トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡のうえ、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

7 納入成果物

(1) 契約締結後、速やかに提出すること。

ア ウェブサイト設計書

イ サーバー環境の構成要素一覧

ウ 管理体制構成図

エ 工程表

(2) 月次報告

ア 公式ウェブサイトのアクセス概要（ページビュー数、セッション数等）

イ 公式ウェブサイトへのユーザー流入経路（どこのサイトから公式ウェブサイトに訪れたか）

ウ 連携している SNS のフォロワー数、表示数、アクセス数等の推移

- エ 信記事に関する反応数（「いいね」数等）
 - オ 本取組に関連するハッシュタグの投稿件数等
 - カ 掲載・編集報告書
 - キ リンクチェック、アクセシビリティ等検証結果
- (3) 年次報告
- ア 月次で報告した内容の年次報告書
 - イ コンテンツデータ一式
- (4) トップページデザインのデザインデータ ai 形式
デザインが確定次第納入すること。
- (5) 提出場所 横浜市国際局グローバルネットワーク推進課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

8 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、本委託期間中の業務経過内容全般を把握している責任者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に関しては、業務内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務実施に当たっての組織体制と併せて提出すること。
- (3) 受託者は委託者及びイベント実施事業者等と十分な協議を行いながら、効率的、効果的に業務を遂行すること。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて委託者に帰属する。ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾又は合意を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本委託業務にかかる著作者人格権を有する場合についても、これを行使しないものとする。
- (6) 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを利用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (7) 上記(4)(5)(6)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は別途協議の上、決定するものとする。
- (9) 受託者は、本委託業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。

- (10) 本委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守すること。
- (11) 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (12) 自然災害等のやむを得ない事由により、予定業務の発注・契約ができない場合や、発注後であっても本業務の中止又は延期する場合がある。発注後の場合においては、委託者と受託者との協議の上、契約内容を見直し、変更契約等を行う。
- (13) 仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。

9 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3) 個人情報取扱特記事項
- (4) 「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。
- (5) 「Web アプリケーションの作成基準」
受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「Web アプリケーションの作成基準」に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。
- (6) 「安全なウェブサイトの作り方」第7版「セキュリティ実装チェックリスト」
受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) の「安全なウェブサイトの作り方」第7版の「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。
※「安全なウェブサイトの作り方」第7版「セキュリティ実装チェックリスト」
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/ug65p900000196e2att/000044403.xlsx>